○九州地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び三百八十八号	延岡市松原町三丁目八九二九番一七から同市松原町三丁目八八八二番四まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月二十八日

○九州地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市中央区六本松四丁目三〇〇番一地内	前	二五・七〇～二七・四四メートル	〇・一九七キロメートル	
	後	三〇・三七～三三・四四メートル	〇・一九七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	福岡市中央区六本松四丁目三〇〇番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月二十八日

○北海道開発局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
旭川市台場二条五丁目三一八番一から同市四条通七丁目一五四三番一まで	前	A 二三・八〇～五七・五〇メートル	一・三三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 二七・四〇～一六九・〇〇メートル A 二三・八〇～五七・五〇メートル B・C 二七・四〇～一六九・〇〇メートル	一・三三キロメートル 五・六三七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道川上郡弟子屈町字熊牛原野二十七線東二番一〇から同町字熊牛原野二十九線東二番一まで	前	A 一四・五〇～三一・〇〇メートル B 二三・〇〇～三八・五〇メートル	一・二四八キロメートル 一・二四〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 二一・〇〇～三九・二〇メートル	一・二四〇〇キロメートル	
北海道川上郡弟子屈町字熊牛原野三十線東一番一地内	前	二三・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・二〇五キロメートル	
	後	二一・五〇～二三・〇〇メートル	〇・二〇五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	美唄市字カーウシュナイ六二七番二から同市字カーウシュナイ六三三番四まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
三十六号	札幌市中央区南四条西一丁目九番一から同市中央区南四条西一丁目四番一まで	〃
二百三十五号及び二百三十七号	北海道新冠郡新冠町字北星町二五番三から同町字北星町二二番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道新冠郡新冠町字北星町二番一四から同町字北星町二番三二まで	〃
二百七十六号及び四百五十三号	伊達市大滝区清陵町一五番一から同市大滝区清陵町一三番一まで	〃
四百五十三号	伊達市大滝区北湯沢温泉町六二番から同市大滝区北湯沢温泉町四五番一四まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年七月二十八日

○大阪府公安委員会告示第五十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十六年八月四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十六年七月二十八日

大阪府公安委員会委員長　栗原　宏武

一　名称　二代目東組

二　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市西成区山王一丁目十一番八号

三　代表する者の氏名　滝本博司

四　代表する者の住所　大阪府堺市西区草部七番地五―六〇一号

五　指定番号　六二一四―二（平成二十三年七月二十八日大阪府公安委員会告示第八十七号により公示した指定番号六二一一―二）